

# ○武蔵野大学助手規程

令和2年2月1日  
改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、武蔵野大学専任教員就業規則第5条第3項に規定する助手について、大学の教員等の任期に関する法律第5条及び武蔵野大学教員の任用に関する規程第8条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 助手は、学部長の監督のもとに、次の業務を行う。

- (1) 学科担当教員の講義・演習・実験実習等の補助に関すること。
- (2) 研究及び実験実習等教育研究施設の環境整備に関すること。
- (3) 試験の監督に関すること。
- (4) 研究の補助に関すること。
- (5) その他教育・研究の円滑な実施に必要な業務に関すること。

(資格・任用)

第3条 助手は、人格が優れ教育能力があると認められる者で、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 学士の学位を取得後、2年以上の実務経験を有する者
- (2) その他、前号の者と同等以上の能力があると認められる者

2 任用の手続きについては、武蔵野大学教員の任用に関する規程及び武蔵野大学教員任用手続きに関する内規による。

(勤務)

第4条 助手は、常時出勤して職務に従事する。

(任用期間)

第5条 助手の任用期間は、5年以内とする。ただし、学校法人武蔵野大学と雇用契約を締結（非常勤を含む）してから継続して5年を超えないものとする。

(給与及び賞与)

第6条 助手の給与及び賞与については、常任理事会が定める武蔵野大学専任教員給与規程による。

(退職金)

第7条 助手の退職金は、支給しない。

(教授会等への参加)

第8条 助手は、所属学部等の教授会等の構成員外とする。ただし、所属学部等の教授会等は、必要に応じて助手に出席を求めてその意見を聞くことができる。

(就業規則)

第9条 この規程に定める以外の就業に関する事項については、武蔵野大学専任教員就業規則を準用する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則 (第1条、第3条、第5条、第6条、第9条改正)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。